

指定（介護予防）短期入所生活介護
（従来型）
運 営 規 程

社会福祉法人 刀圭会

ショートステイ りんどう（従来型）

社会福祉法人 刀圭会
指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所
ショートスティ りんどう（従来型）運営規程

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人 刀圭会が開設するショートスティりんどう（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所及び従業者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを努める。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者が継続的に総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ショートスティ りんどう（従来型）
- (2) 住所 帯広市西16条北1丁目27番地144

【職員の職種、員数、及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

当事業所は、介護費保険法に基づく「（介護予防）短期入所生活介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された数以上の職員を配置する。
法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

- (1) 管理者 1名（地域密着型特養と兼務）

管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1名（地域密着型特養との兼務）

入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入所者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画に原案を作成するとともに必要に応じて変更を行う。

- (3) 生活相談員 1名（地域密着型特養との兼務）

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介護職員 9名 (地域密着型特養と兼務)

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員 1名 (地域密着型特養と兼務)

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の介護、施設の保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員 (看護職員) 1名 (地域密着型特養との兼務)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 医師 1名 (嘱託)

入所者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(8) 栄養士 1名 (地域密着型特養と兼務)

入所者に提供する食事の調理業務に従事する。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 24時間

【利用定員】

第6条 事業所の利用定員は、併設型については、短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業を併せて7名とする。空床型については、短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業を併せて11名とする。

【介護の内容】

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

(1) 入浴、清拭による清潔の保持 (週2回以上)

(2) 排泄の自立援助

(3) 離床、着替え、整容、その他日常生活上の援助

(4) 食事の提供及び栄養管理

(5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練

(6) 健康管理

(7) 家族に対する相談、助言等の援助

(8) レクリエーション、行事等のサービスの提供

【短期入所生活介護計画】

第8条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画

を作成するものとする。

2 短期入所生活介護計画書は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得るものとする。

4 短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

【利用料及びその他の費用等】

第9条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受理サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅サービス費用基準又から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は前条の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受ける事ができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 滞在に要する費用

(3) 理美容代

(4) 行事等に要する費用

(5) その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3 前項各号に掲げる費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

【通常の送迎の実施地域】

第10条 通常の送迎の実施地域は、帯広市内とする。

【サービス利用にあたっての留意事項】

第11条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要措置を講じる。また、これらを防止するための措置について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

3 管理者は従事者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的に実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

(虐待防止)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

(2) 虐待の防止のための指針の整備

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（責任者）を配置。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束)

第 14 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、宿泊者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急時やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第 19 条第 2 項の運営推進会議に報告する。

【施設内禁止行為】

第 15 条 入所者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 指定された場所以外での喫煙及び火気の使用。

(2) 建物、備品その他の器具を破損・持出し等しないこと。

(3) その他決められた以外の物の持ち込み。

【損害賠償】

第 16 条 入所者が施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損した場合は自己の費用により原状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。

【緊急時等における対応方法】

第 17 条 事業所及び従事者は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス実施中に、利用者の病状に急変が生じた場合、速やかに主治医、又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

【事故発生時の対応】

第 18 条 事業所及び従事者は利用者に対する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

【非常災害対策】

第 19 条 (介護予防)短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年 2 回以上の研修と避難訓練を行う。

【業務継続計画の策定】

第 20 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることとする。

1 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することとする。

2 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【衛生管理等】

第 17 条 事業所及び従事者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

【秘密の保持等】

第 18 条 事業者及び従事者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族

の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

【苦情等への対応】

第 19 条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受けつけた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

【地域との連携等】

第 20 条 事業所及び従事者は事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

【記録の整備】

第 21 条 事業所は職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業所は利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結から 2 年間保存しなければならない。

【その他運営に関する重要事項】

第 22 条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人刀圭会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成 29 年 3 月 16 日から施行する。

この運営規程は、令和 6 年 11 月 10 日から施行する。

この運営規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。